

資 4 防災訓練(案)

令和5年度防災訓練は、辻堂地区総合防災訓練日「11月26日(日)於 八松小学校」と同日実施とする。当町内会は同訓練に参加するが、これに先立ち、当町内会としての防災避難訓練を実施する。具体的な内容は、次のとおり。

1 町内会防災避難訓練の実施要領

(ア) 日時 11月26日(日)8時15分～9時15分

(イ) 訓練内容

安否確認と情報収集・伝達訓練を主眼に実施する。

① 災害の想定

11月26日(日)8時15分 直下型地震発生、津波なし、家屋倒壊、火災数件発生

② 安否確認の実施(各区単位で実施)

i. 各区の防災委員及び運営委員は、それぞれの担当区を巡回し、区内の状況の把握と「避難行動要支援者」宅の安否確認を実施する

※「避難行動要支援者」名簿は、令和5年度初めに各運営委員に引継ぎがあった名簿を使用する。

ii. 担当区の状況及び安否確認結果は、メモ(所定統一フォーム)し、記録する。

③ 情報収集・伝達の実施(勤久公園に集合して全体で実施)

i. 各区の防災委員及び運営委員は、安否確認後、9時15分までに勤久公園に集合し、所属する班(北班、中班、南班)の防災リーダー(各担当副会長)に、担当区の状況及び要支援者の安否確認結果を記録したメモ(所定統一フォーム)に基づき、状況報告を行う。

ii. 各班の防災リーダー(北班、中班、南班)は、担当する区の状況及び安否確認結果を取りまとめ、防災会長(町内会長)に報告する。

iii. 防災会長は、各防災リーダーからの報告結果を確認した後、訓練の終了を宣言する

iv. 町内会避難訓練は、9時15分までに終了する。

2 辻堂地区総合防災訓練への参加

(ア) 町内会防災避難訓練終了後(9時15分)、辻堂地区総合防災訓練に参加する。

(イ) 訓練の内容は、総合防災訓練実施要領による。

以上

注記)町内会防災避難訓練の実施要領は、辻堂地区総合防災訓練の具体的実施要領が決定された時点で、整合を図るため見直しを行う。